

平成30年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年8月23日（木）午後1時

場 所：教育委員会室

平成30年8月23日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第68号議案

平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択について

第69号議案

平成30年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）について

第70号議案

東京都公立学校長の任命について

第71号議案及び第72号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第13回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員から所用により、御欠席との届出を頂いております。本日は、読売新聞社外3社からの取材と、9名から傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言動に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回7月12日の第11回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第11回定例会の議事録に

については承認を頂きました。

前回7月26日の第12回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第69号議案から第72号議案まで及び報告事項(2)につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第68号議案

平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第68号議案、平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第68号議案資料を御覧ください。本日でございますけれども、平成31年度に都立高校、都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部で使用する教科書の採択をお願いいたします。

まず、資料の1「教科書の採択について」でございますけれども、教科書の内容、東京都教育委員会で作成いたしました調査研究資料、そして、各都立高校等による選定状況などを総合的に判断して、各都立高校等で使用することが適当な教科書について、学校ごとに採択していただきます。

本日採択していただく教科書は、資料の表2「各都立高等学校等による選定状況」にありますとおり、文部科学省検定済教科書のうち「共通教科」が「国語」から「情報」までの10教科。そして「専門教科」が「農業」から「福祉」までの7教科です。さらに、文部科学省著作教科書の「農業」など5教科の教科書についてございま

す。

ここで、教科書選定の流れについて、確認させていただきと思いますので、右上に「参考」と書かれております資料、「平成31年度使用都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）用教科書の教科別選定状況」を御覧ください。この資料の表紙の裏に教科書選定の流れがございます。

1 「東京都教育委員会における調査研究資料の作成」にありますとおり、教育委員会事務局では、文部科学省の教科書目録のうち、平成29年度に行われた教科書検定に合格した教科書について調査研究資料を作成し、本年6月28日の教育委員会定例会で、委員の皆様にご報告いたしました上で、各都立学校が教科書選定の際に参考にできるよう、この調査研究資料を配布いたしました。

次に、2 「各都立高等学校等における教科書の選定」の（1）から（3）までにありますとおり、各都立高校等では、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置いたしまして、調査研究資料を活用しながら、教科書の更なる調査研究を進めまして、各学校の生徒の実態等を踏まえて、最も適正な教科書の選定を行いました。

そして、（4）、（5）にありますとおり、各学校からその選定結果について、具体的な選定理由とともに、教育庁指導部に報告がございまして、指導部において、教育課程との照合などの確認を行うとともに、必要に応じて指導を行いまして各学校の選定状況をまとめたものが、配布資料の別紙1と別紙2でございます。

第68号議案資料にお戻りください。第68号議案資料の2について簡単に御説明いたします。各学校が選定いたしました教科書の種類数の合計は、文部科学省検定済教科書で759です。その下の文部科学省著作教科書につきましては、合計が29で、それを総合計しますと、788種類となっております。

その総合計788の内訳ですが、平成31年度使用の高等学校の教科書目録に掲載されているものが711種類、それから平成31年度使用目録には掲載されていないものの、昨年度までに採択した教科書につき継続して使用する教科書が77種類となっております。

各学校の選定状況につきましては、冊子の別紙1に、各都立高校及び中等教育学校

後期課程で選定された教科書を学校別、課程別にまとめてあります。また別紙2には、都立特別支援学校高等部で選定された教科書を学校別に取りまとめております。

本日は、この別紙1、別紙2を今年度採択していただく教科書の案としてお配りしております。

先ほど御覧いただいた、右上に参考と書いてある資料の1ページを御覧ください。この1ページの表ですが、国語などの共通教科について、左から、教科、科目、選定した学校数、教科書の種類数、最も選定の多かった教科書、そして参考として、一番右側には、今年度の使用状況を掲載しております。

なお、左から三つ目の選定学校数ですが、一つの学校で、全日制と定時制など複数の課程がある場合は、課程ごとに教科書を選定しているほか、一つの教科について、2種類以上の教科書を選定している学校については、それらを合わせて計上しておりますので、実際の都立学校の数よりも多くなっている科目がございます。例えば、一番上の国語総合では、選定学校数は277となっております。実際の都立高校よりも数が多くなっているのは、今、説明したとおりでございます。

続いて、3ページを御覧ください。この3ページからは、教科、科目ごとに、どの教科書発行者のどの教科書を、どれぐらいの数の学校が選定しているかを、表とグラフで示しております。2点ほど例を挙げて御説明させていただきたいと思います。

4ページの下の〈現代文B〉を御覧ください。表の一番左側にありますように発行者が9社ございます。そして、220の学校課程が教科書を選定しております。右の円グラフで一番多い割合を占めているところに、「第一」と書いてあります。御覧のとおり、第一学習社の教科書を全体の26.8%が選定しております。最も多いシェアとなっております。左側の表を御覧いただきますと、太枠で囲んでございますのは、最もシェアの多い発行者を示しております。また、網掛けをしております、現B339という教科書が、34校と最も多く選定されております。

このように、この3ページ以降一番多く選定されている発行者を太枠で囲み、また、教科書単体で見た場合、一番多く選定されている教科書を網掛けで示しております。

以降同じ形式なのですが、20ページの〈コミュニケーション英語Ⅲ〉の右側のグラ

フを御覧ください。新興出版社啓林館という発行者が23.6%と、一番多くなっております。ですから、左側の表でも、啓林館のところを太枠で囲んでありますが、ただ、網掛けをしてあるのは、一番上の東書、東京書籍のコⅢ325となっております、14校が選定しております。

このように、教科書単体で見ますと、必ずしもシェアが多い出版社から一番多くの教科書が選定されているというのではなく、そのずれがある場合もございます。それを御説明するために、コミュニケーション英語Ⅲを御覧いただきました。

第68号議案に関する説明は以上でございます。採択について御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見ございましたら、お願いいたします。

【遠藤委員】 教科書の選定の流れ、参考資料の1枚目のところですが、この流れはよく分かったのですが、最後（5）で、照合、確認、そして必要な指導を行ったという表現がありますが、必要な指導というのは具体的にどのようなことだったのでしょうか。

【指導部長】 何点かございます。例えば、異なる科目の教科書でも同じ選定理由になっているとか、単純な記載ミスですとか、また、誤字・脱字があるもの、それから教科書目録にない教科書を誤って選定してしまったなど、選定されてきた教科書を変えらるというのではなく、単純なケアレスミスについて正していく、そのような訂正をお願いするような指導でございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

【教育長】 次に、報告事項（１）第２期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、いじめ問題対策委員会答申について、答申の概要と答申の冊子を使いながら、御説明させていただきます。

まず、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会ですが、これは教育委員会の附属機関として設置されている委員会でございます。教育委員会の諮問に応じまして、都内公立学校のいじめ防止等の対策の推進について、調査審議し、答申することが所掌事項の一つとなっております。

このたび、本年７月末をもって、２年間の任期が終了いたしまして、それに合わせて答申を頂いたところでございます。答申の内容でございますが、概要版の資料の一番上にありますとおり、東京都内公立学校における、いじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策、これが諮問内容でございます。

また、本答申は、表の１から６、「六つのポイント」とありますけれども、これに基づいて、成果、課題、改善の方向性について答申を頂きました。この六つのポイントですが、以前御報告いたしました「いじめ総合対策〔第２次〕」、この中に、いじめ防止等の対策を推進する六つのポイントというのがございます。それに基づいて、答申をまとめていただきました。それでは、この一つ一つについて、簡単に御説明いたします。

まず、ポイント１の「軽微ないじめを見逃さない」ですが、成果としては、「軽微ないじめも積極的に認知するようになり、いじめの認知件数が増加した」という御指摘を頂きました。これにつきまして、答申の５ページを御覧ください。上の【図１】、認知件数ですが、平成２７年度と平成２８年度とを比較いたしますと、約３倍になっております。この認知件数がなぜ増えたかというところは、「いじめの認知件数が増加した背景」にあります。ここはともかく見逃しがちな軽微ないじめについても必ず見ていくということ、繰り返し私どもで申し上げました。それに合わせまして、各学校においても、いじめの認知件数が多いということ自体が悪いことではない、ともかく細かな初期の段階でいじめを摘んでいこう、そして、いじめを解決して

いくことが重要なんだという意識が非常に広まった結果、こういった形で認知件数が増えたと思います。

例えば、7ページを御覧ください。表3の「いじめ発見のきっかけ」です。今、各学校で、軽微ないじめも見付けましょうというところで、表3に「学校の教職員等が発見」という欄がございます。一番右側の平成27年度と平成28年度とを比べますと、やはりかなり増えています。ですから、校内で先生方がともかくいろいろ細かなところで見て、発見して、軽微ないじめも見逃さないようにしようということが進んできたということです。

ただし、答申では課題の指摘も頂いています。4ページを御覧ください。4ページの表1の「認知学校率（％）」というところ、その一番下の合計欄を御覧ください。これは、認知している学校がどれぐらいあるかというところですが、68.5%です。平成27年度は61.4%で、平成28年度は68.5%という形で増えているのですが、逆を言いますと、約3割の学校でいじめがゼロということになります。認知していないということです。

これはもちろん、いじめがないという形はとても良いことです。例えば、非常に規模の小さい学校でそういったこともあるかもしれませんが、やはり、いじめはどの学校でも起こり得るという認識で、やはりもう一度細かく丁寧に見ていく必要がある、そういった指摘も頂いております。

それでは概要版の2を御覧ください。2番目は、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」というポイントです。成果といたしましては、「学校いじめ対策委員会が対応した件数及びいじめの解消率が増加傾向」と頂いております。

これにつきましては、答申の10ページを御覧ください。（1）の現状の【表6】によると、「職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った」、「いじめ問題に関する校内研修会を実施した」、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」、「組織を招集した」といった項目が、全校で100%になっています。これについては、好ましい内容であるという形で指摘を頂いております。

11ページ【図4】を御覧ください。こういった形で、学級担任が対応しているところ

るも多いのですが、右側のグラフで学校いじめ対策委員会が、いじめに対して取り組んだというのが、小中高とも、平成27年度からだんだん上がっております。つまりこれは、実際には、一人で抱え込むのではなく組織的に行っているという結果です。

特別支援学校は大幅に下がっているのですが、特別支援学校は、子供の数に対して教員の数も多くなっておりますので、もともと丁寧に対応しているということ、あと、子供の数が少ないのもともといじめの件数が少ないこと、こういった理由でポイントが下がる場合がございます。

また、その結果、4ページを御覧ください。担任一人が抱え込むのではなく、組織的な対応によって、【表1】の一番右側の解消率ですが、これが前年度と比べると、90%台になっていて、かなり上がっています。そういうところも成果としてあります。

しかし、課題も指摘を受けております。10ページを御覧ください。一番下の2行です。【表7】から分かることなのですが、「一方で【表7】では、学校いじめ対策委員会の定期的な開催や年間計画の策定、法第28条に規定されている重大事態の定義の周知等に係る取組がほかの項目と比べて低くなっている」。やはりこういうところで、だんだんと取組は進んでいるのですが、まだまだ弱いところがありますという御指摘を頂いております。

それでは、概要版を御覧ください。3番目のポイントは、「相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守る」ということです。これにつきましては、学級担任などに相談する件数が増えているというところの成果が見られています。答申の17ページを御覧いただけますでしょうか。17ページの【表12】一番上の「学級担任に相談」について、平成27年度と平成28年度を比較してみますと、割合が増えております。担任が、日頃からの関係を作りながら、相談しやすい環境を作っている成果だと思います。

また、「誰にも相談していない」というところを御覧ください。これも平成27年度と平成28年度を比較してみますと、5.6ポイントから4.5ポイントと、誰にも相談しない子供たちが減っています。だんだんと、相談ができていくということになります。けれども、答申では課題として、逆に今申し上げた、誰にも相談していない子供たち

が、まだ4.5%もいるんだと。この4.5%もいる子供たちを、やはりゼロにしていく、必ず相談するというところをやっていく、これが課題として頂いているところでございます。

それでは概要版を御覧ください。4番目のポイントは、「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」ということですが、これにつきましては成果として、「子供自身にいじめ問題について考えさせる取組」が増えているということが挙げられています。答申の20ページを御覧ください。【表13】児童・生徒会活動を通じて、いろいろ考えさせたり、人間関係づくりなどを促進したりしたという取組が、平成27年度と平成28年度を比較しますと、10ポイント増えています。

こうした取組が増えているということがとても良いことなのですが、ただ、まだ80%ということは、5校に1校はやはりこういった子供たちが主体の取組、生徒会、児童会を通じた取組が行われていないので、やはりこれも全校で実施するということが課題として指摘を受けております。

それでは概要版を御覧ください。5番目のポイントは、「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る」ということですが、都内の全公立学校がホームページ等で公表して、保護者に理解、啓発することができた。これは良いことだと評価を頂きました。

答申の23ページを御覧ください。表15の上から3点目ですが、今申し上げました、各学校でいじめ防止基本方針をホームページに公表するなどして、保護者や地域住民に周知しましたというところが、これらの全ての公立学校で100%になっております。これは非常に良いことであると思います。

ただ、課題といたしまして、表の16を御覧ください。「学校が保護者と連携して対応した」というところですが、小学校・中学校・特別支援学校で、平成28年度と平成29年度を比較すると、これは減っております。減っているというのは、学校でたくさん認知をして取り組んだというのもあるのですが、やはりここでは学校が主導となっていて、いかに学校が頑張っているとはいえ、保護者の方々とともにというところ、保護者との連携が必要であるというのが、表16からは浮き彫りとなっているので、これも課題として頂いているところでございます。

概要版を御覧ください。6番目のポイントは、「社会全体の力を結集し、いじめに
対峙する」ですが、学校や関係機関等と連携して対応した件数が増加傾向にあるとい
うところですが、答申の25ページになります。表17の上から三つ目、「いじめ
問題に対して、警察署や児童相談所などと連携できたか」ですが、一番右側の合計欄
を御覧ください。平成27年度と平成28年度を比較いたしますと、やはり10ポイントぐ
らい上昇しています。

こういった形で連携が進んでいるのですけれども、ただ、今回、答申で、課題を指
摘いただいたところが、27ページの(3)課題の下の2点目、スクールソーシャルワ
ーカー等との連携です。実際、いじめの問題の解決には、やはりどうしても、保護者
等の理解を得る必要がございます。特に、いじめをしてしまった側の加害児童・生徒
の家庭自体と連携を取るのが難しい場合に、一番活躍が期待されるのが、スクールソ
ーシャルワーカーです。今後、いじめの解決のための家庭への支援でもっとスクール
ソーシャルワーカーを活用すべきだといった課題を頂きました。

最後になりますが、概要版の改善の方向性の欄を御覧ください。改善の方向性が七
つありますけれども、三つ御報告させていただきたいと思います。

まず、改善の方向性の上から三点目です。「SNSを活用した教育相談の試行実施
を検証し、より実効性のある教育相談体制を構築する」とあります。この試行実施と
いうのは、8月25日から9月7日までですが、子供たちはLINEの方が相談しやす
いのではないかとということで、都立高校生を対象にSNSによる教育相談の試行実施
をしております。そのことについて検証していくということです。特に、誰にも相談
していない子供たちを減らす一つのきっかけにできればと考えております。

その次、改善の方向性の上から四点目、「様々な困難・ストレスへの対処方法を身
に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)の推進及び教職員等の「SOS
の受け止め方」に関する対応力の向上というところも、頂いております。

以前、この教育委員会でも御報告いたしましたけれども、SOSの出し方に関する
教育を推進するためのDVD教材を各学校に配布しておりますので、こういった活用
についてまた進めていきたいと思っております。

最後、もう一つですけれども、下から三点目です。「日常の授業から、子供たちが

話し合い等を通して、多様性や互いのよさを認め合う態度を育成」とあります。子供たちの子供たちによる、子供たち自身のいじめ防止の取組というのは一番重要なことだと思います。いじめは良くないことなんだというのは、どの子も分かっています。ただ、「やめろよ」という声を出したら、自分がいじめられてしまうのではないか、また、ある程度リーダー的な子を作っていくと、またそこで新たな階層が起きて、いじめが生じてしまうのではないか、そういったこともこの報告書の中で御指摘いただいております。

しかし、何と云っても、やはり子供たちが自主的にいじめを防止していくということが非常に重要な事柄ですので、そうした事例を収集して、広めていこうと考えております。

以上、今回の第2期の委員会の答申の内容について御説明いたしました。今回頂いた答申を踏まえまして、都内の全公立学校において、「いじめ総合対策〔第2次〕」に基づく取組を更に充実させるとともに、今後とも不断の検証と改善を重ねまして、いじめの防止、早期解決の一層の推進を図ってまいります。

答申に関する報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【秋山委員】 二つ、お聞きしたいことがあります。まず、学級担任がいじめ発見のきっかけになったことは、担任の先生が発見してくださって増えたのはとても良いことだと思います。その発見した後の担任の先生の、一番多い具体的な行動を教えてくださいたいということ。もう一点は、この六つのポイントの6番目の「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」という中で、やはり学校だけでは難しいので、地域の人の目も必要だと思います。中には、医療機関もあるでしょうし、近所の方々とかの目もあるのですが、その方々が実際に気付いた時に、どこにまず相談をしたらいいのか、発見をした時に誰に言えばいいのかというのを迷われるのではないかと思います。そういうシステムが明らかになっているかどうかというのを教えてください。

【指導部長】 まず、1点目ですけれども、やはり自分だけで抱え込んで駄目だという、今のいじめは非常に根が深くて難しい場面があるので、必ず複数で対応とい

うことを徹底していますので、まず、担任は管理職に報告します。管理職に報告するとともに、生活指導部や学年主任などに報告し、必ず複数で、そして校内の委員会で、自分の独りよがりのもの、それから甘い形にならない、どうしても担任は子供たちとの関係がありますから、客観的な意見を言ってくれるような組織で対応するというのが、浸透してきています。そういった意味で、先ほど見ていただきましたように、解消率というのがどんどん上がりまして、90%以上になっていると思います。

それから2点目の、近所の方々が発見した場合、どこに相談というのは、なかなか難しいところですが、例えば、地域にも学校だよりというものを、どの学校でもお配りしています。ですから、地域の中で、見守りをお願いします、何か気になることがありましたら、是非学校に御一報くださいですとか、民生委員の方に協力を依頼するとか、そういった形でも取り組んでいます。あと、地域と学校との連絡会、話合いの会もあります。ともかく、何か気になることがありましたら、御一報くださいとお話ししているところです。

【秋山委員】 いじめの対策の委員会で、解決してくださっているのですが、やはり、子供の声を一番こう身近に聞くのは担任の先生だと思いますので、やはり、キーマンをしっかり持って対応していただきたいと思っています。

それから、近所の方々が、電話をされたりとか、連絡を学校にした時に、窓口がきちんとあるということで、よろしいでしょうか。

【指導部長】 実際に、「気になるんだけども」といった場合には、必ず教員がまず、どういった状況だったのかという形で丁寧に聞き取ります。電話が来た時にたらい回しにならないように、まず教員で細かく正確に聞きます。そして、そこに学校いじめ委員会、生活指導主任が多いのですが、それと管理職に確実に報告します。それから、その後どのような手順でそれを解決していくか、組織で決定し、組織で取り組むというような流れになっていると思います。

【宮崎委員】 様々な努力で、この問題を解決していかないといけないと思うのですが、認知件数が上がったのは非常にすばらしいことではないかと。少しのことでも見逃さないというのは非常に良いと思うのですが、その時に、この「軽微ないじめも見逃さない」という、その「軽微ないじめ」という段階で価値評価をしまっ

るんですね。子供にとっては、いじめに重いも軽いもないと思うので、この辺のところを少し、大人の意識の問題の中でも、軽微というのではないのだと思いますので、その辺のところを少し、こういうところでも気を付けていただきたいなと思います。

また、何でもいじめという言葉でくるんでしまうと、逆に、重いいじめは何かという時に、明らかに犯罪であること、暴力だとか金銭をゆするだとか、そういうものについては、いじめではなくて犯罪だということを教えるべきだと思います。子供たちがいじめ問題について考える機会というのは、今、学校現場でたくさん作っていると思うのですが、犯罪である、法律に触れるんだというような授業とか。それから、午前中の総合教育会議で「読解力」の問題が非常に大きなテーマになりましたが、読解力が不足しているために、本人に自覚はないけれども、そういう状況になっている場合にどう解決するかとか、これはものすごくバリエーションがたくさんで、単に数字を直線的にデータで積み上げただけでは分からない内容がたくさん詰まっていると思うのです。次の段階は、質的分析のところと、それに対して、今やっている子供に考えさせるということに、多分、犯罪の意識は入れていないと思うのですが、どうですか。入っているのですか、授業に。暴力とか傷害罪になるとかっていうのは、きちんとやっていますか。

【指導部長】 はい。

【宮崎委員】 うっかりそれをやると、少年法ですから、14歳までは殴っていいとか、逆にうまくすり抜けるのが出てきたりするので、その辺も含めて是非きめ細かくやっていただければと思います。今、質的分析みたいなものはまだ出ていないのでしょうか。

【指導部長】 質的分析といいますか、答申の5ページを御覧ください。下の方に、今、宮崎委員におっしゃっていただいた、軽微ないじめというところで、やはり学校は最初、軽微ないじめというのは何だということがあったと思います。この表について、何回も校長会やいろいろな担当者会で説明をしました。一番上の方が軽微で、例えば、「〇〇さん、ちゃんと意見を言いなよ」と言われたことが、それが本人にとってはとてもつらかったとか、リレーでバトンを落としたり、「何やってるんだよ」というふうに、軽微ないじめというのは、傷付く場合もあるというようなことで

す。そういうところからずっと下の方へいくと、暴力を伴う行為、完全にもうこれは警察と連携しなければいけないというような形でやっていますので、これを基に校内で質的な分析といいますか、これはどうだったんだろう、あれは本当にいじめだったのかと、判断していくことだと思います。

それから、警察では、「いじめ総合対策〔第2次〕」にもあるのですが、学校において生じる可能性のある犯罪行為等について、はっきりと示してあります。場合によっては、警察署の方による講話やセーフティ教室などでも、やはりそういうことはいじめなんだというふうに、警察関係者からお話ししていただく場面なども持っております。

それから、先ほどの子供たちの読解力もありますし、例えば、発達に偏りのある、発達障害のあるお子さんが、いったい自分は何をやったのか、本当に何が悪かったのか十分理解できるよう丁寧に対応するというのまであります。そのため、一つ一つ、そのいじめに対しては、何が良かったのか悪かったのか、どうやっていくのかというのは丁寧にやっていくということが必要だろうと思います。今、各学校で、先生方は本当に一つ一つ、一番心を痛めて、いじめをなくさなくてはいけないところで、日々努力をしているところです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月13日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、9月の第2木曜日であります13日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 次回日程は、9月13日午前10時でございます。この日程を含めまして、ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午後1時42分)